

お知らせ

記者発表資料

令和7年 2月21日

■同時発表先:合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

災害時において災害応急対策活動(撮影・画像解析 等)に、ご協力いただける企業を募集します。

中国地方整備局では、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合に、緊急的な災害の状況把握を行うため、中国地方整備局道路部が保有する有線供給電源装置付き無人航空機(ドローン)を活用し応急対策活動を行っていただける企業と協定を締結するための募集を以下のとおり行います。

【募集期間】令和7年2月21日(金)~ 令和7年3月19日(水)

【募集内容】有線供給電源装置付き無人航空機 (ドローン) による災害応急 対策活動 (撮影・画像解析等) を行っていただける企業

【活動期間】協定締結日~令和8年3月31日 ※協定締結後は、期間を延長することができます。

※詳細は、別紙よりご確認ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 道路部 道路管理課

082-221-9231 (代表)

082-511-6332 (4) (4)

【担当】

道路部 道路管理課課長 守山 和彦 (内線4411)

課長補佐 蔵本 直行 (内線4412)

有線供給電源装置付き無人航空機 (ドローン) による 災害応急対策活動 (撮影・画像解析等) に関する基本協定 募集要領

有線供給電源装置付き無人航空機による「災害応急対策活動(撮影・画像解析等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和7年2月21日

中国地方整備局 道路部長 門間 俊幸

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1)協定名 有線供給電源装置付き無人航空機による災害応急対策活動(撮影・ 画像解析等)に関する基本協定
- (2)活動場所 活動場所は、中国地方整備局管内において発生した災害の業務を必要とする場所とします。ただし、中国地方整備局道路部長が特に必要と認める場合においては、中国地方整備局管外に出動を要請する場合があります。
- (3)活動内容 本活動は、(2)の活動場所において、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した災害の状況把握 (撮影及び画像解析等)と報告を中国地方整備局道路部長の指示に基づき行うものです。
- (4)協定期間 この協定の期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第 70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ① 中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争参加資格の「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
 - ② 中国地域における令和5・6年度の一般競争参加資格(全省庁統一資格) の「役務の提供等」の認定を受けていること。

- (3)基本協定参加資格確認申請書(基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。 以下、この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本協定に基づき災害応急対策活動を実施する場合において、本活動を総括的 に管理できる者は協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以 上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- (6) 遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績を有しており、災害現場に おいて被災状況調査等のための撮影、映像配信等が行える者であること。
- (7) 有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講していること。
- (8) 第三級陸上特殊無線士以上の資格を有していること。
- (9) 中国地方整備局又は近隣の近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備 局管内に本店又は支店がある者。

また、(6)の基準を満たす技術者及び本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店等から要請後24時間以内に中国地方整備局に到着できること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者と行います。
- (2) 本業務の協定における選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局 道路部 道路管理課

TEL 082-511-6334 (ダイヤルイン) 内線4421

FAX 082-227-1446

E-MAIL cgr-dourokyotei@cgr.mlit.go.jp

件 名「有線供給電源装置付き無人航空機による災害応急対策活動(撮影・ 画像解析等)に関する基本協定について」

5. 応募資格の確認等

(1)申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- ②災害現場において小型無人へリ等を活用し、被災状況調査(撮影及び映像配信等)を行った実績が確認できる資料(各実績毎)、有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講していることが確認できる資料、第三級陸上特殊無線士以上の資格を有していることが確認できる資料 2 -

【別記様式2】

- ③活動の実施体制【別記様式3】
 - ※2.(9)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。
- ④直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料
- ⑤一般競争参加資格認定通知書の写し
- (2)押印の省略

基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】において、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(連絡先は2つ以上)」を明記することで、押印を省略できます。

※連絡先は「代表番号」、「契約部署直通番号」等を記載すること。

(携帯番号を記載する場合は社用のものに限る。個人携帯番号は記載しないこと。)

- (3)申請書の提出
 - 1)押印を省略する場合
 - ①提出方法:申請書(追加資料を含む)は、PDFファイルに変換のうえ4. の担当部局にメール又はCD-R持参にて提出して下さい。
 - ②受付期間:令和7年2月21日(金)から令和7年3月19日(水)までの 土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。 申請書の提出日による協定締結日は1.(4)のとおり。
 - 2) 押印を省略しない場合
 - ①提出方法:申請書(追加資料を含む)は、4.の担当部局に本紙を持参又は 郵送(書留に限る)にて提出してください。
 - ②受付期間:令和7年2月21日(金)から令和7年3月19日(水)までの 土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。 (郵送は必着のこと。)

申請書の提出日による協定締結日は1.(4)のとおり。

(4) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、メールにより提出してください。

- 1)提出方法:メール
- 2) 受領期間: 令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)の17:00まで
- 3)提出場所: cgr-dourokyotei@cgr.mlit.go.jp 件名「令和6年度災害協定(有線供給電源装置付き無人航空機)申請書作成 の質問について」
- (5)(3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。
 - ①期 間:回答を作成後、令和7年3月14日(金)までの休日を除 く毎日、9時30分から17時00分までとします。
 - ②場 所:4. に同じ。
- (6)「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進 ・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) その他
 - ①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
 - ②申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請

書は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。 また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

- ③提出された申請書は、返却しません。
- ④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めません。

[記入例] (用紙A4)

基本協定参加資格確認申請書

令和○○年○○月○○日

担当官

中国地方整備局 道路部長 門間 俊幸 殿

住 所 会 社 名 ㈱○○コンサルタント 代表者氏名

令和7年●月●日付けで募集のありました「有線供給電源装置付き無人航空機 (ドローン)による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 5. (1)②に定める災害現場において小型無人へリ等を活用し、被災状況調査(撮影及び映像配信等)を行った実績が確認できることを記載した書面(各実績毎)②に定める有線供給電源装置付き無人航空機の研修
 - を受講していることが確認できることを記載した書面 ②に定める第三級陸上特殊無線士以上の資格を有し ていることが確認できることを記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5. (1)③に定める活動の実施体制を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書 5. (1)④に定める直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できることを記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤一般競争参加資格認定通知書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部署: ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号: (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X O O O - O O O O

(別記様式 2) (用紙 A 4)

[記入例]

・災害現場において小型無人へリ等を活用し、被災状況調査(撮影及び映像配信等)を行った実績が確認できる資料(各実績毎)

日付	活動場所	活 動 内 容	資料番号
平成〇年〇月〇日	○○県○○市 (県道○○線法面災害現場)	被災状況の撮影	資料-1
平成〇年〇月〇日	○○県○○市 (○○川災害現場)	被災状況の撮影	資料-2
平成〇年〇月〇日	○○県○○市 (土砂崩落災害現場)	被災箇所の3D化及び 縦横断図作成	資料-3

- ※実績毎に確認できる資料(様式自由)の提出をお願いします。
- ・有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講していることが確認できる資料 ※受講していることが確認できる資料(受講修了証の写し等)の提出をお願いします。 ※プロドローン社の有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講していない場合 は、協定締結後3ヶ月以内に受講修了証の写し等を提出願います。
- ・第三級陸上特殊無線士以上の資格を有していることが確認できることが確認できる資料
 - ※資格を有していることが確認できる資料 (無線従事者免許証等) の提出をお願いします。

活動の実施体制

[記入例] 会社名:

○本活動を総括的に管理する技術者

	技術者の氏名	0 0	0 0	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店	
	在籍する本支店の住所 〇〇県			〇〇市 〇〇町 〇	丁目 〇番	
	○本活動の実務を担当する技術員					
	技術員の氏名	0 0	0 0	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店	
在籍する本支店の住所 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番			丁目 〇番			
	は海昌の氏名			左銋する木支庁タ	○○コンサルタント㈱	

技術員の氏名			┃ ┃ 在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱	
12州貝の八石			仕精りる平文店石	○○支店	
在籍する本支原	ちの住所	○○県	〇〇市 〇〇町 (

技術員の氏名			在籍する本支店名		○○コンサルタント㈱		
投州員の以名 0 (○○支店
在籍する本支属	吉の住所	○○県	〇〇市	00町 0)丁目	○番	

:

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

○<u>緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から中国地方整備局までの距離</u>、時間を記載して下さい。

・従事者数 ○○人 ・班数 ○班 ・距離 ○○km ・時間 ○○

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書(別記様式1)	→必須提出
□ 災害現場において小型無人へリーを行った実績が確認できる資料 研修を受講していることが確認で 有していることが確認できる資料	(各実績毎)、有線供紹 できる資料、第三級陸	給電源装置付き無人航空機の 上特殊無線士以上の資格を
□ 活動の実施体制が確認できる資	料(別記様式3)	→必須提出
□ 直接的かつ恒常的(3箇月以上) (健康保険被保険者証等)		きる資料 →必須提出
□ 一般競争参加資格認定通知書の	写し	→必須提出

<u>これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。</u>

有線供給電源装置付き無人航空機 (ドローン) による災害応急 対策活動 (撮影・画像解析等) に関する基本協定書 (案)

国土交通省中国地方整備局道路部長 門間 俊幸(以下、「甲」という。)と、〇 〇〇 〇 (以下、「乙」という。)とは、災害時における中国地方整備局管内の災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、中国地方整備局管内において発生した災害の応急対策活動(以下、「活動」という。)」に関し、緊急的な災害の状況把握を実施するにあたり、乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(活動の実施区域)

- 第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、中国地方整備局管内において発生した災害の業務を必要とする場所とする。
 - 2 甲又は甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)が特に必要と 判断した場合は、前項に規定する範囲外に調査の要請を行うことができるものとす る。

(活動内容)

- 第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した災害の状況把握(撮影及び画像解析等) と報告を中国地方整備局道路部長の指示に基づき行うものである。
 - 2. 乙が被災状況調査等に使用する有線供給電源装置付き無人航空機(ドローン)は甲が手配するものとする。
 - 3. 被災状況調査等の詳細な実施内容については、別途「確認書」に定める。

(出動の要請)

- 第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
 - 2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(活動の実施)

- 第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施する ものとする。
 - 2. 活動の直接の指示は、中国地方整備局所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 - 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
 - 4. この協定締結後、3ヶ月以内にプロドローン社の有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講すること【注:プロドローン社の有線供給電源装置付き無人航空機の研修を受講していない場合に追記】

(資格者数の提出)

- 第6条 乙は、資格者数及び資格を証明するものを書面により甲に提出するものとする。
 - 2. 乙は、第14条第1項によりこの協定の有効期間が引き続き1年間継続する場合、 前項で提出した内容の見直しを行い、4月末までに甲に提出するものとする。 また、内容に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲及び事務所長等と乙は、被災状況調査等を遅滞なく実施できるように、要請・ 出動準備・被災状況調査・調査成果報告の訓練を必要に応じて実施するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第9条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完 了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲に報告 するものとする。

(費用の請求)

第 10 条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 8 条により締結した契約に基づき、 甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 11 条 甲は、第 1 0 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 8 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(実施区域の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として、第2条に規定する区域以外に出動を要請した場合に は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(損害の負担)

- 第13条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、 第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、 乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置につい て甲、乙協議して定めるものとする。
 - 2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 - 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、協定を締結した日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協 議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和7年○月○日

甲 国土交通省 中国地方整備局 道路部長 門間 俊幸

Z 0000

有線供給電源装置付き無人航空機(ドローン)による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)に関する確認書

国土交通省中国地方整備局道路情報管理官(以下、「甲」という。)と〇〇〇(以下、「乙」という。)は、令和7年 月 日付で締結した「有線供給電源装置付き無人航空機 (ドローン)による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)に関する基本協定書」 (以下「協定書」という。)第3条第3項の規定に基づき次のとおり確認する。

(被災状況調査の実施内容)

- 第1条 協定書第3条第1項の要請を行うにあたっては、甲又は中国地方整備局長の所 掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)は、直ちに連絡担当者氏名 及び電話番号、被災状況などの調査(以下「被災状況調査等」という。)を実施 する場所等被災状況調査等に必要な事項を乙へ通知することとする。
 - 2 乙は、甲又は事務所長等から被災状況調査等を要請された時は、被災状況調査 等を実施する資格者の氏名及び電話番号、被災状況調査等を実施する場所までの 移動方法、到着予定時間等を速やかに甲又は事務所長等へ報告することとする。
 - 4 協定書第9条の提出にあたっては、乙は、被災状況調査等終了後、甲又は事務 所長等へ速やかに記録媒体を持参又は郵送等により提出すること。なお、提出方 法は、甲又は事務所長等と協議するものとする。

(保険の加入)

第2条 乙は、被災状況調査等を実施する期間において、第三者への損害、人身傷害等 にかかる保険に加入すること。

(有効期間)

- 第3条 この確認書の有効期間は、確認の日から令和8年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一 条件をもってこの確認書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続 期間が満了したときも同様とする。
 - 2 この確認書の締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、この確認書は廃止 することができるものとする。

(その他)

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通 を保有するものとする。 令和 7 年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局

道路情報管理官 荒木 勲

Z 0000

○○長 ○○ ○○